

大正初期の山梨県町村是による「村民所得」の推計

尾 関 学

はじめに

一 日本経済史における所得推計の研究

町村是は、「二村を一家と見なし」、その収入と支出とを捉える調査である。この收支勘定を利用した村レベルの所得の推計は、村の経済状況を示す指標として、近代日本の村レベルの経済構造の分析にとり重要となろう。

日本経済史における所得推計の研究として、一国を単位とするものは、戦前の内閣統計局による調査、土方成美、中川友長、戦後の山田雄三などの研究から、大川一司らによる『長期経済統計』により結実した¹⁾。

本稿は、大正初期に調査・作成された山梨県西山梨郡『清田村・国里村々是』を用い、国民経済計算（以下、SNAとする）の枠組みを用いた「村民所得」の推計を行う。最初に研究史を概観したい。

一方、藩や県、および村レベルの所得推計としては、幕末の長州藩で作成された『防長風土注進案』を用いた種本洋哉、西川俊作、石部祥子による分析、明治初期に作成された富山県『越中生産』を用いた佐藤正広の研究、松本貴典による『府県統計書』を用いた県民所得の推計などがあ

る。また、『府県物産表』の原票と考えられる資料を用いて、村内の「物産高」から村の所得分布推計を行った浜野潔の研究もある。⁽²⁾そして、尾高煌之助と山内太が新潟県蒲原五郡の町村是を用いた所得推計を行った。⁽³⁾

町村是を用いて所得推計を行う際に重要となる研究は、前述のうち、西川と石部により行われた『防長風土注進案』の経済計算と尾高と山内による町村是の分析である。

西川・石部の研究は、『防長風土注進案』に記載された書き上げ調査を、現在のSNAの体系に合わせるように加工して所得推計を行った。ここでは農作経費、非農業所得とともに中間財の投入が明示された資料を用いており、仮定された付加価値率および所得率をもちいた研究とは一線を画する。

ただし、西川・石部の研究は、「注進案固有の欠陥としては、このほかに他国との交易、あるいは「輸出入」にかかる情報が欠如して」⁽⁴⁾おり、輸出入に関する分析が欠けている。そのため所得推計に際し、宰判内の総生産額と総支出額の推計値が大きく動く可能性がある。一方、町村是を利用した推計は、対象となる町村の輸出入統計をもちいた村外とのやり取りを計上できる。さらに、村内で生産さ

れた財の輸出依存度を推計できるので、本稿でも行った。

町村是を利用した尾高・山内の分析は、生産額から中間財投入額を控除することにより、所得額と可処分所得を求め、それから貯蓄額を推計し、農村における貯蓄率を推計した。彼らは、データの性質に問題をもつと思われた町村是に対し、いくつかの個別項目に固有な推計上の問題点を有するにせよ、それらに適当な考慮を加えることにより町村是は経済分析に十分使用可能と結論している。⁽⁵⁾ただし、ここではSNAに準じた推計は行われていない。

本稿は、これらの研究を手がかりに、SNAに準じた大正初期の「村民所得」を推計する。次章では使用する資料の紹介を兼ねて、町村是の収支勘定を示す。

二 町村是の所得収支計算

— 『清田村・国里村々是』の収入と支出 —

明治中期に前田正名によって始められた町村是の調査・作成は、行政村をひとつの経済単位と見なして、その範囲で生産・収入・支出の収支勘定を推計することを基本とした。⁽⁶⁾町村是調査のマニユアルである『町村是調査標準』

(全国農事会編、一九〇一年)によると、町村是とは、「其町

村を一家と見做して収入と支出との経済状況を知らんと欲する」ものであった。これは調査年次におけるフロアの勘定である。同書では具体的に調査すべき項目を列挙しており、その「収入及支出」をみると、農産物の産出量から始まり副業収入、労賃収入、さらに小作料収入を把握し、諸税を含む支出を明らかにするように求めている。すなわち、一村を「一家と見做して」とはいつても、村内市場を通じた小作料や賃金のやり取りは正確に計上し、肥料などの中間財投入を明示的に支出へ算出する一方、農家計内における中間財の算出と投入は二重計算を避けようとしたと考へるべきであろう。

そして、町村是の勘定体系にはこのほかに、「町村内外輸出入総額」という対外収支勘定と「町村共有財産、貯蓄金額」という財産調査によるストックの勘定が含まれている。すなわち、町村是は、フロー勘定の「収入及支出」、「町村内外輸出入総額」、ストック勘定の「町村共有財産、貯蓄金額」という三つの勘定体系から成り立っている。この三つの勘定体系を整合的に分析した研究は、管見の限り存在しない。

本稿で用いる山梨県西山梨郡『清田村・国里村々是』は、

「大正二年度における事実に基づいて、調査編纂せるもの」⁷⁾であり、一九一五（大正四）年三月に刊行された。山梨県の村是調査の実態を述べた、一九〇三（明治三六）年六月の『山梨日々新聞』の「郡町村是調査方針（一）、（二）」によれば、内務省による地方改良運動の一環として村是が作成されたようである。⁸⁾そして、『清田村・国里村々是』の「緒言」には、一九〇三（明治三六）年の第五回内国勸業博覧会に審査補助のため執務していた村長中込茂作が、出品された村是を拝見し村是調査の必要性を感じ、作成したものである旨の記載がある。その調査に当たっては、農家経済調査で有名な齋藤萬吉、他県農会の技師として町村是調査を担当した、愛媛県の岡田温、島根県の藤原勇造から助言を受けている。

『清田村・国里村々是』が調査・刊行された清田村と国里村は隣村同士であり、甲府盆地の中央に位置していた。清田村の現住戸数は二一戸、国里村は一一戸の農村であった。最初に『清田村・国里村々是』に記載された収支勘定は、『町村是調査標準』の記載に準じているのでこちらを確認すると、収入の合計から支出の合計を差し引いたものとなっている。町村是の資料論研究を進展させた佐々

木豊も福岡県の町村是を用い、この視点からの考察を行った。⁽⁹⁾ よって、最初に町村是の収支勘定を表1で示したい。

表1は、『清田村・国里村々是』の各収入項目および各支出項目に掲げられた価額の合計を纏め上げて、左の「収入」と右の「支出」の勘定を作成した「収入支出一覧表」を示した。これが先に述べた『町村是調査標準』の「収入及支出」である。ただし、表1の収入欄にある4・水産収入、5・商業収入、6・雑業収入、7・農家副業収入について、『清田村・国里村々是』では、すでに収入額（＝生産額）から中間財投入額が控除された所得額（＝付加価値額）が記載されている。よって、表1ではこれらの収入額（＝生産額）をブラケット内に示す。なお、第三節の所得推計（表2を参照）では、ブラケット内の数値を利用する。

表1の内容をパネルAの清田村を例に説明しよう。表の左側にある収入の各項目（番号1～12）について、上から順番にいくつか拾うと、1・農業収入一三万九三七一円、6・雑業収入二三三四円、10・貯蓄貸金利子二七三二円、11・受取小作料八七八円、合計一六万〇七三二円である。この合計額が町村是における村の一年間のフローの収入額である。

続いて表1の右側に記載された支出の各項目（番号13～23）についても、上から順にいくつか拾うと、衣食住に関わる13・生計費七万三六一九円、18・農業生産費三万七九二〇円、21・支払小作料二万二五二二円、合計一六万七二〇二円となる。この収入合計額から支出合計額を差し引いた額が、町村是における利益となる。結果、パネルAの清田村は、六四七一円の赤字となり、一戸当では三〇円六六銭、一人当では五円五七銭の赤字である。パネルBの国里村も清田村と同じ項目で収入と支出が調査されているので、ここでは合計額と収支計算の額を確認する。国里村の収入合計額は、七万一九〇六円、支出合計額は七万三六四九円であり、差引では一七四二円の赤字で、一戸当一五円七〇銭、一人当二円八六銭の赤字となる。

表1のように収入から支出を差し引いてその村の経済状況を知られることは、一見すると非常に明快である。しかし所得は、生産額から中間財投入額を減じた付加価値額によって推計される。また、『清田村・国里村々是』には、輸出入統計表と村役場の精算勘定も記載されており、現在のSNAに準じた勘定を形成することが可能であろう。そこで本稿は、『清田村・国里村々是』の「収入・支出一覧表」

表1 山梨県「清田村・国里村々是」の「収入支出一覧表」

(単位：円)

	番号	収入	番号	支出	収支	
A 清田村	1	農業収入	139,371.421	13	生計費	73,619.465
	2	竹林収入	44.560	14	冠婚葬祭費	8,857.500
	3	工業収入	1,027.000	15	社交及娯楽費	3,394.450
	4	水産収入	10.000	16	教育費	2,181.240
			[15.000]	17	衛生費	1,696.230
	5	商業収入	1,406.000	18	農業生産費	37,920.204
			[28,940.000]	19	報酬及賃金	2,226.000
	6	雑業収入	2,334.500	20	諸税負担額	7,989.951
			[3,643.200]			[6991.951]
	7	農家副業収入	408.980	21	支払小作料	22,512.700
			[555.700]	22	借金利子	5,290.760
	8	労働賃金	1,703.000	23	公益出資寄付 喜捨其他	1,514.340
	9	自家産出肥料	5,362.186			
10	貯蓄貸金利子	2,732.163				
11	受取小作料	878.937				
12	雑収入	5,452.870				
	合計	160,731.617		167,202.840	-6,471.223	
					一戸当 -30.669	
					一人当 -5.574	
B 国里村	1	農業収入	58,512.589	13	生計費	35,718.197
	2	竹林収入	34.095	14	冠婚葬祭費	4,194.500
	3	工業収入	1,069.000	15	社交及娯楽費	1,174.650
	4	水産収入	17.000	16	教育費	865.420
			[25.500]	17	衛生費	636.550
	5	商業収入	236.000	18	農業生産費	13,539.827
			[7,862.000]	19	報酬及賃金	1,279.000
	6	雑業収入	1,623.000	20	諸税負担額	2,800.460
			[2,029.700]	21	支払小作料	11,337.941
	7	農家副業収入	517.350	22	借金利子	1,697.200
			[621.890]	23	公益出資寄付 喜捨其他	405.660
	8	労働賃金	411.000			
	9	自家産出肥料	3,595.921			
10	貯蓄貸金利子	1,072.183				
11	受取小作料	2,049.716				
12	雑収入	2,768.850				
	合計	71,906.704		73,649.405	-1,742.701	
					一戸当 -15.700	
					一人当 -2.866	

出典：『清田村・国里村々是』、p.57、p.113.

註1：収入欄の4.水産収入、5.商業収入、6.雑業収入、7.農家副業収入は、原資料では所得額(=付加価値額)で記載されている。ここでは、収入額(=生産額)をブラケット内に示す。

2：第三章の表2では、ブラケット内の数値を利用する。

「物資輸出入表」、「村役場精算表」、「生計費」の各項目を用いて、SNA体系に準じた、「村民所得」勘定の推計をすすめたい。

三 『清田村・国里村々は』による 「村民所得」の推計

本章からSNAに準じた「村民所得」の推計作業を行う。まず、生産をベースとする「生産所得」を本章(1)で推計し、これをもとに「村民所得」を本章(2)で推計する。

さて、SNAの所得推計には、国民総生産(以下、GNPと表記する)概念と国内総生産(以下、GDPと表記する)概念がある。『清田村・国里村々は』に則すならば、「村民」概念と「村内」概念である。本稿は、村民の所得を推計するので、村外との所得の移転を含めたGNP概念による村民所得の推計を行う。

(1) 町村是の収支勘定から所得推計へ

『清田村・国里村々は』を用いた「生産所得」は、各種の収入額(≡生産額)と中間財投入額を求め、前者から後者を減じて推計される。物的財の所得については、表2

に各業種別の収入額、中間財投入額、生産所得額、付加価値率、生産所得合計に対する各業種の割合を示した。

表2の各項目について説明する。列の左から業種、収入額、中間財投入額、生産所得額、付加価値率、(各業種が)生産所得に占める割合、である。まず業種および収入額については、表1の1・農業収入、2・竹林収入、3・工業収入、4・水産収入、5・商業収入、6・雑業収入、7・農業副業収入、それぞれの収入額をもとに、表2の①農林業(1・農業収入と2・竹林収入とを中間財投入額の関係で合併した。その理由は次の段落で述べる。また、1・農業収入には農家の自家消費分を含む)、②工業、③水産業、④商業(ただし、マージンではなく、売上額である)、⑤雑業、⑥農家副業、計六つの収入額を示した。この六つの業種に対応する中間財投入額は、次の方法で求めた。

まず、①農林業については、表1「収入支出一覧表」の支出欄にある18・農業生産費が、中間財投入額に該当する。本来ならば、この18・農業生産費を1・農業収入と2・竹林収入とに分けるべきである。しかし、18・農業生産費を双方に分割できないため、1・農業収入と2・竹林収入を合計し、①農林業とする。そして、それに対する中間財投

表2 清田村と国里村の「生産所得」と付加価値率

A 清田村	収入額		中間財投入額		生産所得額 (円)	付加価値率 (%)	生産所得に 占める割合 (%)
	番号	金額(円)	番号	金額(円)			
①農林業	1	139,371.421	9	5,362.186	106,188.483	0.727	95.96
	2	44.560	18	31,910.118			
	8(1)	710.500	22	2,645.380			
	8(2)	542.500					
	8(3)	75.000					
	9	5,362.186					
計		146,106.167		39,917.684			
②工業	3	1,027.000	3	821.600	205.400	0.200	0.19
③水産業	4	15.000	4	5.000	10.000	0.667	0.01
④商業	5	28,940.000	5	27,534.000	1,481.000	0.051	1.34
	8(4)	75.000					
計		29,015.000		27,534.000			
⑤雑業	6	3,643.200	6	1,308.700	2,334.500	0.641	2.11
⑥農家副業	7	555.700	7	114.320	441.380	0.794	0.40
生産所得		180,362.067		69,701.304	110,660.763	(算術平均) 0.513	100.00
B 国里村							
①農林業	1	58,512.589	9	3,595.912	48,625.769	0.776	93.81
	2	34.095	18	9,625.315			
	8(1)	195.000	22	848.600			
	8(2)	340.000					
	8(3)	18.000					
	9	3,595.912					
計		62,695.596		14,069.827			
②工業(イ) 工業(ロ)	3	3,200.000	3	2,449.000	814.600	0.232	1.57
	3	318.000	3	254.400			
計		3,518.000		2,703.400			
③水産業	4	25.500	4	8.500	17.000	0.667	0.03
④商業	5	7,862.000	5	7,626.000	236.000	0.030	0.46
⑤雑業	6	2,029.700	6	406.700	1,623.000	0.800	3.13
⑥農家副業	7	621.890	7	104.550	517.340	0.832	1.00
生産所得		76,752.686		24,918.977	51,833.709	(算術平均) 0.556	100.00

註1：『清田村・国里村々是』より作成。

2：表中の番号は、表1の番号に対応する。

入額として18・農業生産費を用いる。ただし、18・農業生産費（三万七九二〇円）には、9・自家産出肥料（五三六二円）を含むため、18・農業生産費から9・自家産出肥料の額を減じる。さらに、尾高・山内（二九九四）が指摘したように、この18・農業生産費には、農機具や種子購入費用が含まれており、本来これらは、投資費用の一部と見なすべきものである¹⁰。よって、18・農業生産費からさらに投資費用に該当する農具の新調・修繕分である清田村六四七円、国里村三一八円を減じた額を、18・農業生産費として計上する。

また①農林業については、もうひとつ大きな問題がある。それは、生産コストに21・支払小作料を含めるか、という問題である。農家経済調査では農家の所得を推計する際に、生産コストに支払小作料を含めている。しかし、SNAに準じた推計を行うならば、受取小作料はあらたに生じた所得である。よって、ここでは支払小作料を、農業の生産費用に含まない¹¹。なお、『長期経済統計9 農林業』でも農業所得は生産額から肥料などの経常的投入額を減じて付加価値額を推計し、支払小作料は付加価値額に含まれている¹²。

つづいて、③水産業、④商業、⑤雑業、⑥農家副業につ

いては、各収入項目に「仕入金等控除額」、「原料等控除額」などが記載されており、それらを中間財投入額とする。

最後に②工業の中間財投入額については、清田村の工業収入項目には職工の賃金が記載されているため、すなわち職工の受取った所得部分を受取総額の二割と仮定する¹³。また、国里村の工業収入項目は二つに分類されている。ひとつが（イ）製造工業であり、もうひとつが（ロ）賃工業である。前者には、瓦製造業と水車業が記載され、それらの「原料等控除額」が判明するので、中間財投入額が判明する。一方後者は、職工の賃金が記載されているのみである。よって、（ロ）賃工業も清田村の工業収入と同じく、職工の受取った所得は収入額の二割とする。

そして、「生産所得」の推計にあたっては、以上のほかに、表1の収入欄にある8・労働賃金、9・自家産出肥料、18・農業生産費、22・借金利子を用いる。ここで、22・借金利子について説明する。『清田村・国里村々是』によると、両村の農家では農工銀行や甲府市の資産家などから資金を借り入れ、農業生産のための肥料購入代などに充てていたが、その借入金も自家生計費にも流用していた¹⁴。よって、22・借金利子の半額を①農林業の中間財投入額に用い、

残りの半分は生計費として計上する(三(2)、表4の10・個人消費(j)借金利子を参照のこと)。

表2が、『清田村・国里村々是』から推計した両村の「生産所得」および付加価値率である。両村ともに、生産所得に占める割合は①農林業が圧倒的であるが、付加価値率を確認すると、③水産業、⑤雑業、⑥農家副業が高いことが判明する。

(2) 「村民所得」の推計

前節で推計した「生産所得」、および『清田村・国里村々是』の「収入・支出一覧表」「輸出入表」、「村役場精算表」、「生計費」の各項目を用いて、SNA体系に準じた、「村民所得」勘定を推計し、その結果を表3から表7に示してゆきたい。なお、紙幅の都合上、具体的な推計方法は、表4個人勘定のみ説明し、表3、表5〜7については、尾関(二〇〇四)を参照していただきたい。

まず、表3村民総生産と支出勘定(後掲)であるが、この表3は表4〜7から作成されるため、初めに表4から説明する。

表4個人勘定は、村民の収支勘定である。表の右側の受

取が個人所得の源泉を示し、前節で推計した(a)生産所得と(b)〜(f)からなる14・所得と15・村役場からの移転所得(貧困者救助費)、16・国からの移転所得(恩給・勲章年金)、17・海外からの移転所得(海外からの送金)から構成される。以上から推計された、18・全個人所得は、清田村一二万四一六五円、国里村五万八七五三円である。

表4の左側には支払である個人の支出額を計上した。その内容は、10・個人消費⁽¹⁵⁾、11・直接税、12・貯蓄からなる。12・貯蓄額は、18・全個人所得から、10・個人消費と11・直接税との合計額を減じた額が計上され、清田村一万四六一四円、国里村三五九五円である⁽¹⁷⁾。よって、13・全個人支出と18・全個人所得とは、清田村一二万四一六五円、国里村五万八七五三円で収支が一致する。

表5は、村役場の収支勘定である。表の右側は、村役場の受取勘定で、合計額は30・村役場収入に示したように、清田村一万四四六八円、国里村四八七一円である。表5の左側は、村役場の支出となり、24・村役場支出にある清田村一万〇二八八円、国里村四〇二九円である。表5の村役場勘定では、収入が支出を、清田村で四一七九円、国里村で八四二円超過している。

表 4 個人勘定

一連番号	項目	清田村	国里村	一連番号	項目	清田村	国里村
10	個人消費(4) (a)食料 (b)被服 (c)消耗品費 (d)冠婚葬祭費 (e)社交及娯楽費 (f)教育費 (g)衛生費 (h)家庭内サービス(子守) (i)地代(支払小作料) (j)借金利子(生計費) (k)公益出資寄付金喜捨其他	102,559,308 64,422,430 6,168,254 4,705,205 8,357,500 3,394,450 2,181,420 1,696,230 245,000 7,229,099 2,645,380 1,514,340	52,357,339 38,450,892 2,860,213 2,514,255 4,194,500 1,174,650 865,420 636,550 23,000 383,599 848,600 405,660	14	所得(2) (a)生産所得 (b)民間サービス所得 (c)労働賃金(子守) (d)貯蓄貸金利子 (e)地代(受取小作料) (f)雑収入	122,952,826 110,660,763 3907,400 245,000 2,645,380 1,253,413 4,240,870	58,452,754 51,833,709 1718,03 23,000 848,600 1,560,565 2,468,850
11	直接税(26)	6,991,951	2,800,460	15	村役場からの移転所得(21)	0,585	0,315
12	貯蓄(34)	14,614,152	3,595,270	16	国からの移転所得(38)	512,000	-
13	全個人支出	124,165,411	58,753,069	17	海外からの移転所得(39)	700,000	300,000
				18	全個人所得	124,165,411	58,753,069
					不適合	0,000	0,000

表 5 村役場勘定

一連番号	項目	清田村	国里村	一連番号	項目	清田村	国里村
19	財およびサービスへの村役場支出(5) 財およびサービスへの耕地整理組合支出(5) 村民への移転支出(15) 村役場から国・県への移転(42)	4,482,000 2,750,726 0,585 2,905,640	2,011,789 18,155 0,315 1,913,770	25	間接税(1)	167,890	-
20	村役場から他町村への移転(43)	149,951	85,410	26	直接税(11)	6,991,951	2,800,460
21	村役場支出	10,288,902	4,029,439	27	村役場サービスの産出	4,482,000	2,011,789
22				28	国・県からの村役場への移転(37)	76,259	41,062
23				29	耕地整理組合費	2,750,726	18,155
24				30	村役場収入	14,468,826	4,871,466
					不適合	-4179,924	-842,027

表6は、村内の資本形成勘定である。右側は投資の源泉である貯蓄額を、34・個人貯蓄として計上した。その額は清田村一万四六一四円、国里村三五九五円である。一方、表6の左側は、31・村内投資の額である、清田村四九八九円、国里村三七二五円である。この額を表3の9・村民総生産への総支出で除すると、村内の資本形成比率が求められる。その値は、清田村で三・九%、国里村で六・二%である。ここで求めた比率は、値が低いように思われる。そして、34・個人貯蓄から31・村内投資を減じると、貯蓄が資本形成の額を清田村で九六二四円超過し、国里村で一三〇円少ない。ここで、国里村は、マイナスの値を示しているが、この額を32・村外への投資として擬制させ、表6の収支バランスを一致させる。

表7は、村外勘定である。この勘定は、対外関係取引を示すものであり、村外からみる勘定構成となる。よって、左側が受取、右側が支払となる。左側の40・村外からの全受取は、清田村七万六一三二円、国里村二万四〇二六円である。右側の44・村外への全支払は、清田村六万四〇二六円、国里村二万二四三七円となる。表7村外勘定では、清田村では受取が支払を一万二一〇六円、国里村では一五八

八円、それぞれ超過している。

表7で両村の対外関係全体をみてきたが、そこでの勘定は不突合を示す。しかし、『清田村・国里村々は』の「物資輸出入表」は、物的財に関する限り、その把握率は高いと思われる。そこで、村外市場との関連を具体的に示すために、ここで農業と工業についての輸出依存度を求め、表8に示した。

表8から窺われることは、甲府市近郊の両村において、その市場向けの生産が行われていた。そのため、全体的に輸出依存度は高くなったのであろう。実際、物的財のみの輸出入に限ってみても、清田村二万九八四五円、国里村四八三四円の輸出超過であることが判明する。¹⁹⁾

以上、四つの勘定体系を提示したが、最後に表4～7から作成される表3村民総生産と総支出勘定を確認する。ここでは、左側に村民所得の成立が、右側にその支出の形態が示されている。左側の3・市場価格表示の村民総生産は、清田村一二万三一二〇円、国里村五万八四五二円である。右側の支出は、合計額である9・村民総生産への総支出は、清田村一二万八六五五円、国里村六万一一三五九円が計上されている。その結果、総支出が総生産を、清田村は五五三

表 6 資本形成勘定

一連番号	項目	清田村	国里村
31	村内投資(6)	4,989,638	3,725,340
32	村外への投資(41)	9,624,514	-130,070
33	資本勘定の支払	14,614,152	3,595,270

表 7 村外勘定

一連番号	項目	清田村	国里村
36	輸出(7)	74,844,284	23,685,050
37	国・県から村役場への移転(28)	76,259	41,062
38	国からの移転所得(16)	512,000	—
39	海外からの移転所得(17)	700,000	300,000
40	村外からの全受取	76,132,543	24,026,112

不突合

12,106,035

1588,502

表 3 村民総生産と総支出勘定

一連番号	項目	清田村	国里村
1	間接税(25)	167,890	—
2	要素価格表示の村民所得(14)	122,952,826	58,452,754
3	市場価格表示の村民総生産	123,120,716	58,452,754

一連番号	項目	清田村	国里村
4	民間部門による財およびサービスの消費(10)	102,559,308	52,357,339
5	財およびサービスへの村役場・耕地整理組合支出(19)・(20)	7,232,726	2,029,944
6	村内投資(31)	4,989,638	3,725,340
7	輸出(36)	74,844,284	23,685,050
8	(控除)輸入(41)	-60,970,917	-20,438,430
9	村民総生産への総支出	128,655,039	61,359,243

不突合

-5534,323

-2906,489

表8 輸出依存度
(単位：%)

品目名	清田村	国里村
米	55	36
大麦	21	27
小麦	43	52
玉蜀黍	98	—
大豆	45	—
其他豆類	20	—
蔬菜類	46	52
果実類	26	13
鶏卵	28	45
種苗類	11	2
桑	12	8
繭	97	92
瓦煉瓦類	—	92
藁細工類	—	68

註1：「輸出依存度」が判明しない品目を「-」で示す。

2：「清田村・国里村々々」より作成。

四円、国里村は二九〇六円、それぞれ超過している。

(3) 「村民所得」のまとめ

前項では町村是を用いた「村民所得」の推計を行った。

その結果、「村民所得」のまとめである、表3村民総生産と総支出勘定は、収支のバランスが近づいており、収支の不突合は、約5%である。だが、この推計において改善すべき点を二つあげておきたい。

ひとつは、表5の村役場勘定についてである。今回使用した『清田村・国里村々々』が作成された清田村と国里村は組合村であり、両村で村役場はひとつである。推計に用いた「歳入出精算表」は、清田村、国里村、組合村の計三

つ作成されており、表5はこれを使用した。組合村の「歳入出精算表」から、組合村への負担額が、清田村六五%、国里村三五%であることが判明し、この割合にもとづいて、両村に按分した⁽²⁰⁾。このため、勘定のバランスがとれていないのかもしれない。

もうひとつは、表7の村外勘定における輸出入の額についてである。先に見たように、清田村と国里村ともに村外への支払が村外からの受取を超過している。両村における輸入の過小は、把握されにくいサービスの輸入かもしれない。だが、不突合の計数が大きいので、別の要因も検討したい。

(4) 村民所得の分析と比較

前節では、町村是を用いて「村民所得」の推計を行った。本節では、そこで得られた計数を用いて、いくつかの指標を求め、他の推計との比較を行った。それらの値を次の表9に示した。

表9には、「村民所得」の推計をもとに、一人当たり所得、所得に占める農と非農業の割合、エンゲル係数、租税負担率、貯蓄率、投資比率を求めた。その値を順に確認し

表9 村民所得の分析と比較

(単位：%)

	一人当たり所得 (単位：円)	所得に占める農と非農		エンゲル 係数	租税 負担率	貯蓄率	投資比率
		農業	非農業				
清田村	106	86.7	13.3	62.8	8.1	12.5	3.9
国里村	96	84.1	15.9	73.4	4.8	6.4	6.2
LTES (1913年)	97	—	—	65.3	23.4	17.9	17.2
防長 (1840年代)	—	65	35	(64)	—	16	—

註1：清田村・国里村は、表3-7をもとに、一部再計算を行う。

2：LTESは、大川他『国民所得』第2, 4, 6, 8, 32表より計算。

3：防長は、西川(1985)『日本経済の成長史』, pp.105-108に記載された数値を用いる。

①所得に占める農と非農の値は、農業と「産業」の可処分所得の割合を示した値である。

②エンゲル係数は、前山代宰判(「宰判」とは郡レベルの行政単位)のみの数値である。

ていくと、一人当たり所得は、清田村一〇六円、国里村九六円、所得に占める農業と非農業の割合は、両村ともに農業が八五%、非農業が一五%、エンゲル係数は、清田村六二・八%、国里村七三・四%と、一〇ポイントの差がみられる。また、租税負担率は、清田村八・一%、国里村四・八%、貯蓄率は、清田村一二・五%、国里村六・四%、投資比率は、清田村三・九%、国里村六・二%、となつてい

る。また、「村民所得」で得られた計数を比較するため、表9には全国値として『長期経済統計1 国民所得』より求めた値(以下LTESと表記、一九一三年、当年価格)、過去の比較として『防長風土注進案』による推計値(以下、防長と表記、一八四〇年代)を示した。

まず、LTESとの比較から、「村民所得」の一人当たり所得とエンゲル係数の計数は、妥当なもの判断される。だが、租税負担率、貯蓄率、投資比率ともにLTESと比較すると低い値である。次に、防長と「村民所得」との比較では、エンゲル係数が近い値を示す。一方、所得に占める農業と非農業の割合がことなる。すなわち、防長では非農業の割合が山梨県と比較すると高い。また、貯蓄率は、

L T E Sと同じように、「村民所得」の値が低くなっている。

これらの指標についての比較から、「村民所得」の計数は、一人当たり所得とエンゲル係数については、妥当なものであると判断できそうである。しかし、租税負担率、貯蓄率、投資比率については、検討する必要がある。

四 まとめと今後の課題

歴史統計を用いた所得推計において、仮定された付加価値率および所得率から所得推計の作業が進められることが多い。今回の分析は、町村是に記載された生産コスト、すなわち実際の中間財投入額を用いた所得推計を行い、その所得額からS N Aに準じた「村民所得」の推計を試みた。その結果、付加価値ベースの経済計算の可能性を示したものととなった。加えて、一人当たり所得やエンゲル係数の計数は、他の推計と比較しても妥当なものと判断されよう。

しかし、現時点の推計値は改善の余地を含むものである。すなわち、「村民所得」の各勘定の整合性を、より改善する必要があることである。それはまた、租税負担率、貯蓄率、投資比率の計数を改善することにもつながるであろう。

よって、『清田村・国里村々是』の三つの勘定体系、すなわちフロー勘定の「収入及支出」、「町村内外輸出入総額」、およびストック勘定の「町村共有財産、貯蓄金額」の整合性を保持した、「村民所得」の推計を行うことが今後の課題である。また、今後は、第一に、データ数を増やす（尾高・山内一九九三）、第二に、産業連関表の作成（西川一九八五、佐藤一九八六）、そして第三に、所得と消費との関係などについても検討し、明治・大正期農村の経済構造分析を進めていきたい。

以上、本稿では、山梨県の町村是による「村民所得」の推計作業をつうじて町村是の勘定体系につき検討を加えた。その結果、町村是はユニークな勘定体系を有しているが、それは現在のS N Aの概念での分析にも適用が可能であり、全国でおよそ一〇〇〇町村分現存が確認されている町村是を利用した組織的な「村民所得」の推計作業も可能であろう。

文献一覽

I 刊行資料

内閣統計局（一九二八）『大正十四年における国民所得』。

内閣統計局（一九三四）『昭和五年国民所得調査報告書』。

中込茂作編（一九一五）『山梨県西山梨郡清田村・国里村々々』山梨県西山梨郡清田村外一カ村組合役場。

全国農事会編（一九〇二）『町村是調査標準』。

『山梨日々新聞』（一九〇三）「郡是及町村是調査方針」明治三六年六月六〜七日。

『山梨日々新聞』（一九一四）「新模範町村」大正三年九月一六日。

II 参考文献

穂本洋哉（一九八八）『前工業化時代の経済——防長風土注進案』による数量的接近——ミネルヴァ書房。

荏開津典生（一九八五）『農業統計学』明文書房。

浜野潔（二〇〇〇）「明治初年の農家別物産統計について」生産額と所得分布推計の試み『古文书研究』第五二号、二二〜三二頁。

土方成美（一九三三）『国民所得の構成』日本評論社。

松本貴典（二〇〇四）『近代日本の地域経済発展』同編著

『生産と流通の近代像』日本評論社、四一〜一〇四頁。

中川友長（一九三五）『国富及国民所得』統計学全集第一二卷、東洋出版社。

西川俊作（一九八五）『日本経済の成長史』東洋経済新報社。

西川俊作（二〇一二）『長州の経済構造——一八四〇年代の見取り図』東洋経済新報社。

西川俊作（二〇一三）（牛島利明・斎藤修編）『数量経済史の原点——近代移行期の長州経済』慶應義塾大学出版会。

西川俊作・石部祥子（一九七五^①）「一八四〇年代の三田尻宰判の経済計算（一）」『三田学会雑誌』第六八卷九号、六三〜六八四頁。

西川俊作・石部祥子（一九七五^②）「一八四〇年代の三田尻宰判の経済計算（二）」『三田学会雑誌』第六八卷一〇号、七〇七〜七三二頁。

尾高煌之助・山内太（一九九三）「大正期農家貯蓄の決定要因——新潟県蒲原の村是による考察」『経済研究』（一橋大学経済研究所）、第四四卷第四号、三二〇〜三二九頁。

尾高煌之助・山内太（一九九四）「経済データとしての町村是の性質——新潟県村是の資料的検討——」『社会科学研究』（東京大学社会科学研究所）、第四六卷第一号、一九三〜二二八頁。

大川一司他（一九七四）『国民所得』長期経済統計1、東洋経済新報社。

大橋博（一九八二）「明治町村是と福岡県」、同『地方産業の発達と地主制』臨川書店、第七章、一九五〜二一〇頁。

尾関学（二〇〇四）「大正初期の「村民所得」——山梨県町村是による推計の試み——」一橋大学経済研究所 *HiStat Discussion Paper Series*, No. 52.

斎藤修・尾関学（二〇〇四）「第一次世界大戦前の山梨農村における消費の構造」、有泉貞夫編『山梨近代史論集』岩田書院、一五三〜一八一頁。

佐々木豊（一九七〇）「村是調査の構造と論理——その調査様式を中心に」『農村研究』（東京農業大学農業経済学入）、

第三一号、二八〜三八頁。

佐藤正広（一九八六）「明治前期の地域経済——一八九〇年富山県の場合——『経済研究』（二橋大学経済研究所）、第三七卷第一号、四三〜四五頁。

梅村又次他（一九六六）『農林業』長期経済統計9、東洋経済新報社。

山田雄三編著（一九五一／五七）『増補 日本国民所得推計資料』東洋経済新報社。

(1) 内閣統計局（一九二八）、（一九三四）、土方（一九三三）、中川（一九三五）、山田編（一九五一／五七）、大川他（一九七四）。

(2) 西川・石部（一九七五^a）、同（一九七五^b）、穂本（一九八八）、西川（一九八五）、同（二〇一二）、同（二〇一三）、佐藤（一九八六）、松本（二〇〇四）、浜野（二〇〇〇）を参照のこと。ただし、浜野（二〇〇〇）は出来高ベースであり、付加価値ベースではない。

(3) 尾高・山内（一九九三）、同（一九九四）。

(4) 西川・石部（一九七五^b）、七二八頁。

(5) 町村是の利用に際し、経済学の知識が必要であることは、大橋（一九八二）、第七章「明治町村是と福岡県」を参照。なお、尾高・山内（一九九三）、同（一九九四）は、町村是を経済学のフレームワークで本格的に分析した最初のものである。

(6) 以下、本段落と次段落の記述は、斎藤・尾関（二〇〇

四）、一五六〜一五八頁による。

(7) 中込編（一九一五）の「凡例」に記述されている。

(8) 『山梨日々新聞』（一九〇三^a）、同（一九〇三^b）を参照。

(9) 佐々木（一九七〇）、二八〜三八頁。

(10) 尾高・山内（一九九四）、二二八〜二九頁。

(11) この問題については、荏開津（一九八五）、一〇四〜一〇五頁を参照。

(12) 梅村他（一九六六）、五〇〜五二頁。

(13) これは、清田村の雑業収入項目にある土木工事請負の場合である。請負業者二戸の収入金五〇〇円、仕入金等の控除額四〇〇円、利益一〇〇円とあるので、利益なし賃金は受け取り総額の二割に相当した。中込編（一九一五）、四五頁を参照。

(14) 中込編（一九一五）、一七五〜一七六頁。

(15) 『清田村・国里村々是』の被服消費額は、ストックからの利用額を消費額として計上している。よって、(b) 被服は、この額を控除したフロアの支出額のみを計上した。

(16) ここで、(i) 地代（支払小作料）は、表1の番号21・支払小作料の金額より多少なくなっていることに気づかれるであろう。それは、以下の理由によるものである。すなわち、表1の21・支払小作料には、二重計算をもたらすふたつの小作料が合算されていた（中込編（一九一五）、五六頁、一一二頁）。ひとつは、清田村お

よび国里村に村外地主が土地を所有し、そこで清田村民および国里村民が耕作するときの小作料である（中込編（一九一五）、一一頁、七〇頁）。もうひとつは、村外地主が清田村および国里村に土地を所有している場合でも、清田村および国里村以外の他村民が耕作しているときの小作料である（中込編（一九一五）、九一〇頁、六八頁）。よって、表1の支払小作料をそのまま推計に用いると、清田村および国里村、それぞれの村民が村外の地主に支払う小作料が過重になってしまう。そのため、前者のみを推計に用いる。

(17) そして、この貯蓄額が表6資本形成勘定の34・個人貯蓄となる。

(18) 表1の20・諸税負担額は村民の納入額しか判明しない。よって、表5は『清田村・国里村々是』の「村役場精算表」から作成したため、両者の金額が異なる。

(19) 中込編（一九一五）、五八〜六〇頁、一一四〜一一六頁より計算。

(20) 中込編（一九一五）、二五三頁。

（おげき まなぶ・岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授）